

匝瑳市新型インフルエンザ等対策行動計画作成に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第8条に規定する市町村行動計画として、匝瑳市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「計画」という。）の作成に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、用語の意義は、法に定めるところによる。

(計画の作成期限等)

第3条 計画は、平成27年3月までに作成するものとする。

2 前項に規定するもののほか、計画の制定スケジュールは、健康管理課長が別に定める。

(計画の案に対する意見等)

第4条 市長は、計画の案の作成に当たり、必要があると認めるときは、法第8条第7項において準用する法第7条第7項の規定により、一般社団法人匝瑳医師会長、匝瑳市横芝光町消防組合長、千葉県海匝健康福祉センター長その他の関係者に対し、当該案に対する意見の陳述その他必要な協力を求めることができる。

2 市長は、計画の案の作成に当たり、法第8条第7項において準用する法第6条第5項の規定により、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くため、匝瑳市健康づくり推進協議会に当該案を諮るものとする。

3 市長は、計画の案を作成したときは、遅滞なく、匝瑳市パブリックコメント制度に関する指針及び市長が別に定める計画に関するパブリック・コメント実施要領に基づきパブリック・コメントを実施するものとする。

4 市長は、計画を作成したときは、法第8条第6項の規定により、速やかに、計画を匝瑳市議会に報告するとともに、その旨を公表しなければならない。

(職員説明会等の開催)

第5条 計画の案の作成を円滑に行うため、必要に応じ、職員説明会、関係課の班又は室の統括者会議等を開催することができる。

2 前項の職員説明会、関係課の班又は室の統括者会議等については、健康管理課長が別に定める。

(その他)

第6条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、市長決裁の日から施行する。

(失効)

2 この要領は、平成27年3月31日限り失効する。